

令和 6 年度 第 3 回全国健康保険協会愛知支部評議会議事概要

日 時：令和 7 年 1 月 10 日(金) 10：00～12：00

場 所：全国健康保険協会愛知支部 第一会議室

出席者：石川評議員、加藤評議員、坂本評議員、柴田評議員、宮武評議員、  
山口評議員（五十音順）

【令和 7 年度 保険料率について】

事務局より資料 1 に基づき説明

<事業主代表>

経営という観点から質問させていただきたい。5.2 兆円を積み立てているということだが、私は 5 年ほど前より評議員として評議会へ出席しているが、これまでコロナ等の影響により将来的に準備金を積み立てることが必要であると理解していた。現状として今後支出が増えることが想定されることから 5.2 兆円の準備金は必要なものであるとのことであるが、結果的に準備金は積み上がり続けている。この準備金を経営的に見ると、自己資本が増え続けており、結果的に財政状況は改善しているということになる。1 兆円は法的に必要な準備金となるということだが、残りの 4.2 兆円は余剰金という判断を経営的にする。銀行からの評価は資本金の自己資本比率 30%以上は優良企業と見られ融資条件も緩和されるということを見ると、協会の準備金に当てはめる場合は何兆円あればよいのか。このあたりの考え方の視点が協会けんぽにはないのではないかと。

人的資本経営で人に投資しようという流れの中で人件費を上げていかなければならない。それが経済を回すという流れがあるが、経営として非常に厳しくなっており、人件費を支払う経営者として厳しいが、こういった流れの中で標準報酬月額も今後上がっていき、収入も増えていくのではないかと。

提案であるが、平均保険料率 10%維持はやむを得ないが、積みあがった準備金をなにに使うのか。インセンティブ制度は一律 0.01%を全支部より徴収しているが、これを準備金（余剰金）から捻出し上位支部へ配分する等検討してほしい。また、本来効果のある事業に集中し、効果がないものはやめる「選択と集中」という言葉があるが、こういった感覚が必要である。自己資本比率を上げる（準備金を積みあげる）のは株式会社では必要な選択であるが、協会けんぽはそうではない。

介護保険のように健康保険料も単年度収支均衡で考えることも必要である。

(事務局)

委員のご指摘のとおり、介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、

## 機密性 1

機械的に算出することとされており、単年度収支で黒字が発生する場合は翌年度へ繰り越し、赤字が発生した場合は翌年度の保険料で補填することとなる。

協会けんぽの保険料率については、中長期的に安定的な財政運営を目指すことを基本スタンスとしたいと考えている。

保険料の仕組みとして、医療給付費を分母、総報酬が分子となる。医療給付費の伸びが総報酬の伸びを上回っており、単年度収支差が年々減っている状況である。今は単年度収支が黒字になっているが今後赤字になることが見込まれている。医療費・報酬の伸びをどのように見込むかなどにより異なってくるが、前回の評議会でお示しさせていただいた機械的な試算では、3年後に赤字になるというケースもある。

運営委員会でも準備金について同様の指摘があり、準備金の役割について整理したものを今回お示しし、ご説明させていただいたところである。法令で必要とされる医療給付費等の1か月分相当である1兆円を除いた、4.2兆円については、できる限り長く、現在の平均保険料率を超えないように、中長期の視点で財政運営を図るものとして考えている。

また、直接的に充てるものではないが、生活習慣病予防健診や被扶養者の特定健診をより充実させる費用にも活用していきたいと考えている。

なお、インセンティブ制度の財源に準備金を活用するという考え方はあるかもしれないが、その場合でも、協会全体及び愛知支部の実質的な負担額・拠出額は変わらない。また、インセンティブ制度分の保険料率を0.01%とする旨が、健康保険法施行令に定められているため、保険料として徴収しないというのは難しい。

### <学識経験者代表>

事業主や加入者の方はインセンティブ制度について持ち出し分があることがわからない。なぜ持ち出し分があるかというところを所得再分配機能を働かせるというところを考えないと、余っている準備金があるのになぜとなってしまう。均衡ある所得再分配等の必要があるかもしれないが、年齢調整率・所得調整率を機械的に当てはめすぎではないかという意見は多いと思う。

### <事業主代表>

過去の実績として、保険料率を上げたこともあるが、下げたこともある。医療費の実績に基づいて保険料率が上がったとしても加入者は納得するのではないか。

本当にこれほど準備金が必要なのか。積みあがってしまった準備金については、保険料率の引き下げも含め、柔軟に対応いただきたい。

### (事務局)

健康保険の財政運営は、単年度収支均衡が原則となる。その中で、国が政府管掌として運

## 機密性 1

営していた時代には、平成 4 年の健康保険制度改正において、5 年を通じて収支均衡を図りながら財政運営を行う中期的財政運営に移行した。

協会けんぽがなぜ中長期の視点で財政運営を図ろうとしているのか等を含め、ご意見踏まえ今後も事業主及び加入者の皆様に協会けんぽは財政状況、保険料率の設定の考え方等について、より理解をいただけるよう丁寧かつ分かり易い説明に努めさせていただきたい。

<被保険者代表>

保険料率の共通部分収入等の率とはなにか。

(事務局)

これは全支部共通のものであり、保険料以外の雑収入等が収入の率として保険料率より差し引かれる。

<議長>

愛知支部として 10.03%として、昨年より 10.02%より若干料率が上がることとなるが、評議員の皆様いかがか。

全国平均 10%維持の中、愛知支部の 10.03%はやむを得ないということか。

<事業主代表>

やむを得ないのではないか。インセンティブ制度等の見直しを含め検討いただきたい。

<議長>

令和 7 年度からの改正は難しいかと思うが、インセンティブ制度について、これまでも制度の見直しを行っているが、引き続き検討いただきたい。

評議会の意見としてはやむを得ないということによろしいか。

<評議員一同>

異議なし。

<被保険者代表>

本日の説明には無かったが、「準備金の役割」についても若干影響するのではないかと思いい、子ども・子育て支援金と平均保険料率との関係についてお伺いしたい。

子ども・子育て支援金については、保険料や介護保険料とあわせて徴収されるが、医療保険料とは異なるものであることは承知している。

ただし、「こども未来戦略」において、「子育て支援金制度は、歳出改革と賃上げによって生じる社会保険負担軽減効果の範囲内で構築することにより、実質的な負担が生じないこと

とする」旨が記載されており、そのことが子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の附則第 47 条において担保されている。

なお、当該条文に規定されている「社会保障負担率」はマクロの数値であり、健康保険料率にどの程度還元される（影響する）のかは良くわからないが、少なくとも「歳出改革等による医療保険料の軽減効果」分は、平均保険料率に反映されるものと考えているが、如何か。

（事務局）

ご指摘の通り、「子ども・子育て支援金は、医療保険料や介護保険料とは区分して子ども・子育て支援金率が設定されることから、医療保険料とは異なるものである」旨が、関係法案の付帯決議で明示されている。

よって、子ども・子育て支援金制度の創設は、協会の保険者としての自主的・自律的な財政運営に影響を及ぼすものではなく、今後の保険料率の設定については、中長期的視点を踏まえた協会の財政状況の見通しを十分に勘案したうえで、子ども・子育て支援金の議論とは切り離して検討すべきと考えている。

なお、協会けんぽとしては、「長く現在の平均保険料率 10%を超えないよう、協会けんぽの財政については、引き続き、中長期的に安定した財政運営を目指すことを基本スタンスとしたい」と考えている。

<被保険者代表>

平均保険料率 10%は下がらずに、「子ども・子育て支援金に対する保険料をそのまま新たに負担することになる」ということだと理解した。

令和 8 年度から徴収が始まり、加入者一人当たり 250 円から 350 円費用負担が将来的に発生するが、政府は「実質負担なし」と言っている。なお、この「実質負担なし」というのは、今後、医療・介護の保険料が増加することを前提に、医療・介護の歳出改革等により削減された保険料を子ども・子育て支援金の保険料に充てることだと承知している。そうすると、「今後の平均保険料率の設定について、子ども・子育て支援金の保険料負担と完全に切り離して議論する」というのは、少し乱暴ではないか。少なくとも、今後の平均保険料率の議論の際には、歳出改革等の効果を明示的に示して欲しい。

歳出改革等の効果がどの時期にどのように現れてくるのかも不透明であり、子ども・子育て支援金制度の創設時の負担増はやむを得ないのかもしれないが、先ほど準備金の役割の説明があったところであり、例えば、準備金を健康保険料率と子ども・子育て支援金の保険料との合計額の軽減に充てることも考えられるのではないか。

いずれにせよ、協会けんぽの財政についての基本スタンスには賛同するところであり、引き続き、中長期的に安定した財政運営に努めていただきたい。

（事務局）

## 機密性 1

今後も、事業主及び加入者の皆様に、協会けんぽの財政状況、保険料率の設定の考え方等について、よりご理解いただけるよう、委員のご意見の趣旨を踏まえた説明に努めていく。

### 【令和7年度愛知支部事業計画（案）及び

### 令和7年度支部保険者機能強化予算（案）について】

事務局より資料2に基づき説明

#### <被保険者代表>

1月から電子申請を開始されるということで、具体的に決まっていないと思うが非常に期待している。

多言語対応の制度案内について、HPを拝見すると多言語対応したリーフレットがあるという広報があまりなされていない印象を受ける。積極的に広報いただきたい。

海外出産育児一時金の請求について、申請時に必要書類を集める際に大変苦労した。どういった書類が必要なのかわかりやすい広報があるとよい。

12月2日から被保険者証の発行が終了しているが、実際に資格確認証の発行状況は現状どれくらいか。またマイナ保険証の利用率も上がってきているのか。

#### （事務局）

やはり数としては多い印象である。来年度にはマイナ保険証のご登録をいただいていない方に資格確認証をお送りさせていただく予定としている。マイナ保険証について、引き続き様々な媒体を使用し広報していきたい。

また多言語対応のリーフレットの周知については、HPのお知らせ等で周知していきたい。電子申請についてはまだ広報紙等での案内はしていないが、本部より情報があり次第適宜ご案内したい。

#### <被保険者代表>

レセプトグループの事業計画について、債権回収の再就職先への催告について、親展扱いとは言え、事業所が受け取ると不審に思われるのではないかと思う。送付時には配慮が必要であると思う。

企画総務グループの事業計画について、カスハラ対策等も必要となると思われるため検討いただきたい。また、女性管理職の登用について計画にはないが、愛知支部の管理職層に男性が多いように見受けられるので計画内に含めていただきたい。

#### （事務局）

## 機密性 1

再就職先への催告については事業主、加入者に配慮した送付方法を検討していきたい。

カスハラについては、本部において、各支部でどういった対応をとっているか情報収集しているところであり、対策を検討しているところ。

女性職員の管理職登用についても、事業計画に記載しており、協会全体として目標を定め実施しているところである。

### <学識経験者代表>

レセプトの査定等で減額されるケースというのは、どういった理由で減額されどういった減額方法となるのか。また債権回収について回収困難な場合は内容証明を送付するとあるが、内容証明を送付することによってどの程度の回収につながっているのか。

### (事務局)

医療機関より請求される診療報酬明細書については、審査機関である診療報酬支払基金において一次審査を行い、二次審査を保険者において行っている。審査内容としては、傷病名に対し医療機関が行った診療行為について診療報酬明細書として医療費を請求されるが、医療機関の診療行為が過剰であった場合等には医療機関の請求金額より減額される。

内容証明については、実際に送付しても受け取らない方はいる。その場合は協会職員が訪問実態調査をおこなっている。内容証明を行える件数も人員的問題から限られていることから、回収に占める割合は大きいものではない。

### <学識経験者代表>

愛知支部の一人当たり医療給付費が、直近では全国平均になってきているが、その原因はわかったのか。

### (事務局)

具体的な要因は現時点でもわかっていない。

中部地区保険料率をみても、愛知支部が最も高いが、特徴的な疾患傾向等は見られない。あくまでも仮定であるが、受診傾向等が影響しているかもしれないと思っており、更に分析していきたいと考えている。

### 【マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について】

事務局より資料3に基づき説明

質疑なし

機密性 1

特記事項

- ・傍聴者なし
- ・次回評議会は令和 7 年 7 月開催予定